

荷役作業中の安全対策に

ご協力を！



神奈川県労働局
労働基準監督署

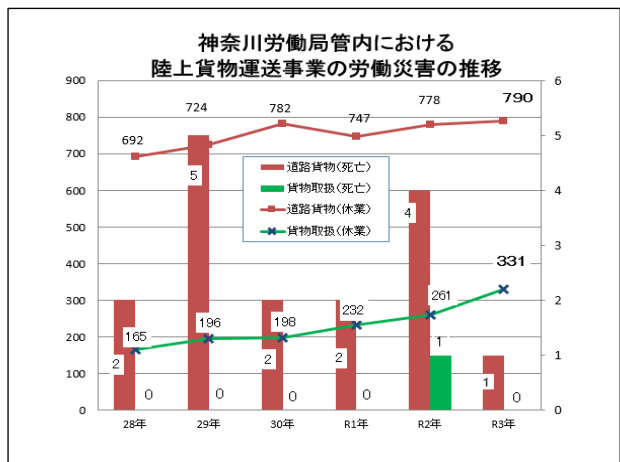
令和3年の神奈川県労働局管内の休業4日以上の労働災害（令和4年2月速報値）は、**8,328件**発生しており、前年同期よりも残念ながら**1,366件増加**しました。前年も前々年より522件増加（確定値比較）しており、2年連続の大幅な増加になりました。陸上貨物運送事業においては、新型コロナウイルス感染症により**1名が死亡**され、休業4日以上の労働災害が**1,122件**発生し、**前年より109件（+約11%）増加**しました。

陸上貨物運送事業では、荷主先においてコンテナやパレット、建設資材、飲食料品等の荷物の積込み、積卸し作業（いわゆる「付帯作業」）での労働災害が増加傾向となっており、トラック運転者のみならずフォークリフトの運転者や周辺の作業員の方々も、墜落・転落災害、転倒災害、荷物の飛来・落下や激突による災害等で被災しております。

このような荷役災害の多くは、荷主先における安全な設備対策もなく事前連絡も不十分な状況のまま荷役作業を行っていることが原因であり、このような荷役作業中の労働災害を、単に陸上貨物運送業者の取組のみならず、特に、荷主企業（全業種）に対し、安全な設備対策の構築と協力が求められております。

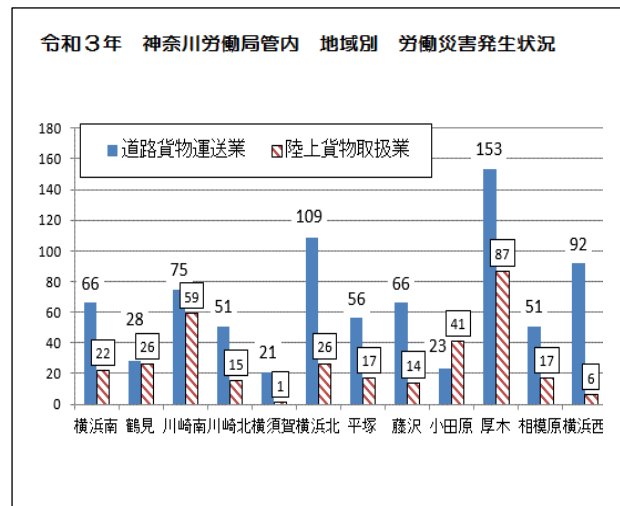
災害統計等

(1) 神奈川県労働局管内における陸上貨物運送事業の労働災害の推移



陸上貨物運送事業 都道府県別 労働災害発生状況		
道路貨物運送業		
1	大阪	1,141 (+8)
2	埼玉	1,069 (+61)
3	東京	924 (+105)
4	愛知	864 (-37)
5	神奈川	791 (+34)
6	北海道	767 (+24)
陸上貨物取扱業		
1	神奈川	331 (+75)
2	千葉	217 (+30)
3	埼玉	160 (-39)
4	大阪	157 (-23)
5	東京	125 (+4)
6	福岡	122 (+23)

※（ ）内の数字は前年からの増減数
資料：令和3年発生労働者死傷病報告受理件数（死傷災害累計）



令和3年の災害発生状況から

- 令和3年に神奈川県労働局管内で発生した陸運業における休業4日以上の労働災害1122件（令和4年2月速報値）は、全国ワースト3位となりました。
- 1122件の内訳は、道路貨物運送業では791件発生し、全国ワースト5位となりました。陸上貨物取扱業では331件発生し、前年に続いて全国ワースト1位となりました。
- 陸運業の労働災害は、大都市圏を中心に主要な高速道路や工業地域を有している地域ほど多発する傾向にあり、災害の多くは、荷主先等の作業場所で発生しています。



(2)令和3年神奈川県労働局管内の陸上貨物運送事業で発生した死亡災害事例

発生月	業種	起因物	発生概要
	事業場規模		
発生時刻	被災者の年齢層	事故の型	
1月	道路貨物運送業	その他の起因物	事業場内の集団感染により新型コロナウイルス感染症に罹患し死亡した。
	10人～29人		
21時頃	70歳～74歳	その他	

事業者や安全管理者、安全衛生推進者等の方々に理解してほしいこと

荷役災害を発生させた「荷主先等」の状況から・・・

荷主先等で発生しているトラック運転者の労働災害の多くは、荷主先において安全な荷役設備がない状況で作業を行った結果、トラックの荷台から墜落しているものや荷主先労働者と陸運事業者のトラック運転者等が混在するなか、連絡調整なく荷役作業を行っている状況が確認されています。

荷役災害はどのようなことが原因で発生しているのか？

トラックの荷台に荷物を積み込み・積卸す作業には、多くの事業場でフォークリフト等の車両系荷役運搬機械を使用して作業を行っておりますが、**労働安全衛生規則第151条の4**で選任が義務付けられている**車両系荷役運搬機械等の作業指揮者**や**同規則第151条の70**で定められている**積卸し作業の作業指揮者**等が未選任であるもの。また、作業指揮者が選任されていても**作業指揮者に必要な安全教育**が行われないまま荷役作業を実施していることが原因となっています。

安全な荷役作業を行わせるためには・・・

事前に、トラック業者と荷主先等において荷役作業に係る役割分担を決定した上で、車両系荷役運搬機械等を用いて作業を行う事業者は**同規則第151条の3**に基づき安全な作業を行うため「**作業計画**」を作成し、**作業指揮者に作業計画に基づいた作業の指揮を行わせることが大切です。**

陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン(平成25年策定)

荷役災害防止担当者を、陸運事業者・荷主等の双方で指名しましょう

荷役災害防止担当者について、陸運事業者では荷役災害防止対策に取り組みませましょう。荷主等の同担当者は、陸運事業者の同担当者と同連携した取組を実施しましょう。

荷役災害防止担当者の指名時には、上ガイドラインに基づき必要な教育を実施しましょう。

荷主等・陸運事業者合同の安全衛生協議組織を設置しましょう

荷主等から反復・定期的に荷の発注を依頼する陸運事業者がある場合には、その陸運事業者と安全衛生について話し合う場である安全衛生協議会等を設置し、そこで安全な作業方法の確立等について協議しましょう。

荷主等・陸運事業者の間で安全作業連絡書により荷役作業の内容を事前確認しましょう

事前確認なしでの荷役作業は行わない前提で、荷の種類や荷役作業方法を明確にしましょう。

個別の作業についての対策は厚生労働省ホームページをご覧ください

ホーム>政策について>分野別の政策一覧>雇用・労働>労働基準>安全・衛生>安全衛生リーフレット一覧>安全 その他(各リーフレット)に、陸運事業者用(12ページ)と荷主等用(4ページ)があります。

参考 令和3年に発行された、次の災害防止対策リーフレットも厚生労働省ホームページをご覧ください。

「陸上貨物の荷主、配送先、元請事業者等のみなさま 荷役作業の安全確保が急務です！」

「改良しましょう ロールボックスパレット 3つのポイントを提案します！」

「ロールボックスパレット/テールゲートリフター 使う前の5つの基本チェックリスト」

※ お問い合わせは、神奈川県労働局労働基準部安全課(045-211-7352)までお願いします。